

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会積立年金規程を廃止する規程

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会積立年金規程は廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平成30年度末退職者)

第2条 平成30年度末をもって次の事由により退職する現職会員に、積立年金給付金一時金を支給する。

(1) 職員の定年等に関する条例(昭和58年神奈川県条例第28号)第2条に定める定年退職

(2) 人事上の要請に基づく勸奨退職

(3) その他前2号に準ずると理事長が認めるもの

(未給付の積立年金給付金相当額)

第3条 積立年金会員に未給付の積立年金給付金相当額を一時金として支給する。支給日は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の指定する日とする。

(経過措置)

第4条 平成31年3月をもって満期となる積立年金会員、同年3月末日をもって一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員規則第9条第3号及び第4号の規定により退会した現職会員並びに附則第2条各号に掲げる事由以外の事由により退職する現職会員、平成31年3月以前の退職者並びに退会者で未給付の者への給付及び未給付の遺族一時金、遺族特別給付金の給付は、請求日の属する月の翌月末までに行う。

ただし、平成31年4月中に請求があった場合は、6月末に給付するものとする。

(積立年金事業会計)

第5条 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会管理運営規則第20条別表第2に規定する積立年金事業に関わる会計区分は、事業廃止後1年間存続させるものとする。

(積立残高)

第6条 平成31年4月1日以降も引き続き現職会員である者の平成31年3月末までの積立額残高は、継続医療厚生事業会計に組み込み、退職時に返還又は基準掛金に充当できるものとする。

2 平成31年3月31日以前に退職した会員の積立額残高は、継続医療厚生事業会計に組み込み、会員であった者の請求に基づき返還するものとする。

ただし、平成31年4月1日以降に退会した会員の積立残高は、退会時に会員からの請求に基づき返還するものとする。

(残余資産の処理)

第7条 積立年金事業廃止に伴う残余資産の処理については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。